

社会福祉法人鷹栖共生会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷹栖共生会(以下「法人」という)第21条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等について定めるものである。

(報酬等の額の決定)

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

2 この法人の常勤理事に対する報酬は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。なお、通勤手当は給与規程に基づき別途支給する。

3 この法人の監事及び非常勤理事の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け法人業務を行う場合、旅費規程に基づき、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年2月2日より適用する。

別表「常勤理事俸給表」

(単位；円)

月 額	年 俸
250,000	3,000,000
300,000	3,600,000
350,000	4,200,000
400,000	4,800,000
450,000	5,400,000
500,000	6,000,000
550,000	6,600,000
600,000	7,200,000
650,000	7,800,000
700,000	8,160,000
750,000	8,400,000